

工 事 費 負 担 金 契 約 書

○ ○ ○ ○ 株 式 会 社
中 国 電 力 株 式 会 社

工事費負担金契約書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の平成〇〇年〇〇月〇〇日付「△△△△申込書」（以下「申込み」という。）にもとづく乙の供給設備工事（以下「工事」という。）に係る工事費負担金について、次のとおり契約を締結する。

（工事の施工）

第1条 乙は、平成〇〇年〇〇月〇〇日（以下「工事完了予定日」という。）を完成目途に、甲の発電者である〇〇〇〇株式会社（〇〇〇〇発電所）を対象に、以下の工事を施工する。

1. 〇〇〇〇工事
2. 〇〇〇〇工事
3. 〇〇〇〇工事

（工事費負担金額）

第2条 前条の工事に係る甲の工事費負担金は、乙の託送供給等約款により算出した額に消費税等相当額を加えた〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税等相当額 〇〇, 〇〇〇円）とする。

- 2 前項に定める工事費負担金の内訳は別紙「工事費負担金内訳書（概算工事費）」のとおりとする。

（工事費負担金の支払い方法）

第3条 甲は、前条第1項の工事費負担金を、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに乙に支払うものとする。

なお、乙は、前条第1項の甲による工事費負担金の入金を確認後、すみやかに工事に着手するものとする。

（工事費負担金の精算）

第4条 乙は、工事の実績額と第2条第1項に定める工事費負担金に差異が生じた場合は、工事完了後すみやかに工事費負担金を精算する。

なお、精算時に消費税等相当額に適用される税率が変更になった場合は、変更後の税率とする。

（工事完了予定日の変更）

第5条 乙は、天候、用地交渉、停電交渉等乙の責めとならない理由により、工事完了予定日に間に合わないことが明らかになった場合には、その理由を甲に通知し、甲、乙は協議のうえ、これを変更できるものとする。

なお、乙の責めに帰すべき事由以外の事由による工事完了予定日の変更により、甲に損害が生じた場合、乙は一切その責を負わないものとする。

(工事内容の変更等)

第6条 第1条の工事の施工にあたり、関係官庁の許可、認可または用地交渉等第三者に起因する支障等により、乙が工事設計内容を変更せざるを得ない場合は、甲、乙は協議のうえ、この契約の内容を変更できるものとする。

なお、乙の責めに帰すべき事由以外の事由による工事内容の変更により、甲に損害が生じた場合、乙は一切その責を負わないものとする。

(供給設備の所有権)

第7条 第1条にて施工した供給設備は、乙の所有とする。

(消費税等相当額)

第8条 この契約における消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

(申込みの取消または変更)

第9条 乙が工事に着手した後、甲が申込みを取消し、または申込みを変更した場合は、当該申込みの取消しまたは変更が乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲は、工事の工事費負担金として申し受けていない部分も含めて、乙が工事に要した費用の実費全額を負担するものとする。

(その他)

第10条 この契約に記載されていない事項については、乙の「託送供給等約款」によるものとする。

2 この契約に定めのない事項が生じた場合は、甲、乙は、誠意をもって協議し、その処理にあたるものとする。

以上、この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年●月●●日

甲 ○○○○
○○○○株式会社
(役職名)

○ ○ ○ ○

乙 広島県広島市中区基町9番40号
中国電力株式会社
ネットワークサービスセンター所長

○ ○ ○ ○

工事費負担金内訳書（概算工事費）

項 目	金 額 (円)
〇〇〇〇工事	
〇〇〇〇工事	
総 額	
消費税等相当額	
工事費負担金 合計	